

# 【業務の運営に関する規程】

## 第1.求人

1. 当社は、取扱職種を配ぜん人とし、地域については国内全域に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反の恐れのある場合及び、暴力団などによる求人である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者またはその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックスまたは電子メールでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付または電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付または電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。また、常に、日雇または臨時的な求人の内容で求人条件が毎回同様である場合は、本所に求人事務所の登録をしておき、本規程を同意された旨の「同意書」を提出されることによって、求人申し込みの手続きを省略致します。
4. 求人の有効期間は、求人の内容により次の通りになります。
  - ①日雇求人である場合は、当該求人の就業予定日までの間が有効であり、充足の有無に拘わらず、就業予定日を経過した求人は同条件であっても継続は致しません。
  - ②契約期間労働者を求人される場合は、6か月間有効求人申込みとして取り扱うこととします。
5. 有効求人期間を経過して、再度求人を出稿する場合は、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件が過去に一度でも提出された求人条件と同条件の場合は、電話等口頭で当社にその旨を確認された場合は、上記3に拘わらず責任をもって当該求人を受理致します。
6. 求人受付の際には、事務手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

## 第2.求職

1. 当社は、取扱職種を配ぜん人とし、地域については国内全域に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申込みは本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。ただし、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックスまたは電子メールでも差し支えありません。
3. 常に、日雇または臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別な登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。
4. 求職の有効期間は、求職の内容により次の通りとなります。
  - ①日雇就業を希望される求職である場合は、当該求職を希望される就業予定日までの間まで有効であり、就業の有無に拘わらず、就業予定日を経過した求職は同条件であっても継続は致しません。
  - ②契約期間のない労働者または契約期間労働者での求職をされる場合は、3ヵ月間有効求職申込みとして取り扱うこととします。
5. 有効求職期間を経過して、再度求職申込みを出稿する場合は、業務内容、賃金、労働時間、その他の求職条件が過去に一度でも提出された求職条件と同条件の場合は、電話等口頭で当社にその旨を確認された場合は、上記2に拘わらず責任をもって当該求職申込みを受理致します。
6. 取扱職種の範囲等が、芸能家、家政婦(夫)、配ぜん人、調理士、モデルまたはマネキンの場合の求職受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

## 第3.紹介

1. 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話致します。
2. 求職の方には、職業安定法第2条にも既定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に必ず職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付または希望される場合には電子メール等の使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付または電子メール等の使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、当社が紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労を執ります。
6. 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
7. 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。なお、事務手数料ならびに紹介手数料につきましては、分割払いでもお受け致しますので、その際はお申し出ください。

## 第4.その他

1. 当社は職業安定機関およびその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応致します。
2. 当社のおこなった職業紹介の結果については、求人者、求職者双方から当社に対して、その報告をしてください。また、期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6カ月以内に離職（解雇された場合を除く）したか否かについて、求人者から当社に報告をしてください。
3. 当社は、求人者または求職者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
4. 当社が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示または誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、当社が当該情報が正確、最新でないと確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
5. 当社は、求人者または求職者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務において、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
6. 当社の取扱職種の範囲等は配ぜん人とし、国内のいずれの地域においてもご紹介致します。
7. 当社の業務の運営に関する既定は、以上の通りであります。当社の業務はすべて職業安定法関係法令および通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は当社スタッフにお気軽にお声を掛けていただき、詳しくおたずねください。

以上

2024年04月1日

株式会社 ケー・ピー・エー  
有料職業紹介許可番号 28-ユ-020006